

2 第4次瑞穂町地域福祉活動計画事業推進評価について

第5次瑞穂町地域福祉活動計画を策定するにあたり、第4次瑞穂町地域福祉活動計画について企画・経営委員会及び企画・経営委員会専門員会等において推進状況の評価を行いました。

第4次瑞穂町地域福祉活動計画（平成23年度～平成27年度）

基本理念：『住民誰もが安心して暮らし、豊かでふれあいのあるまちづくり』

※主だった事業を抜粋して評価

重点目標1「住民と共にすすめる新たなささえあいの推進」より

事業目標	進捗状況	継続して検討すべき事項
住民交流のサロン活動の推進地区 <ul style="list-style-type: none"> 新規参加者、サロン活動の開拓 担い手の育成 サロン活動の付加価値の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所をサロンとして開放する取り組みを開始。特別養護老人ホーム等の介護老人福祉施設もサロン活動の立ち上げを実施している サロンスタッフへのフォローアップ体制を確立 	<ul style="list-style-type: none"> サロン活動の更なる増設 福祉事業所等、新たなサロン活動の担い手との連携、支援 男性のサロン活動への参加促進
地域支えあい推進事業 <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトチーム編成 小地域エリアの選定 事業実施モデル地区の選定 	<ul style="list-style-type: none"> 町内6地区ごとに地域懇談会を実施。瑞穂町地域包括支援センターや町福祉課主催の懇談会等に参加 平成25年度に「みずほふれあい隊」と称した住民主体の見守り活動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報把握の充実化 地域懇談会を開催し住民と協働した活動の推進を図る 公と民の「協働」の推進
共同募金事業（赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動） <ul style="list-style-type: none"> 地域の理解を得た募金活動の実施と地区配分推薦委員会の発足 	<ul style="list-style-type: none"> 地区配分推薦委員会を立ち上げた。申請内容を審査・決定し、東京都共同募金会への推薦を開始 募金趣旨を説明する取り組みを強化（保育園園長会などに出席） 	<ul style="list-style-type: none"> 会員会費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動の違いを明確化し、募金等の用途についても詳細な説明を周知徹底する
会員会費募集事業 <ul style="list-style-type: none"> 団体、賛助会員増強 会員増強に向けた取り組みの検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> 8月～9月を会員会費の増強月間として集中的に普及啓発を行った。町内にある企業へ社協役員と一緒に訪問し、地域福祉への理解と会員への協力依頼をする取り組みを開始 	<ul style="list-style-type: none"> 会員の増加に向けた取り組みを創意工夫し強化していく 24年度実績：3,053,400円 25年度実績：3,062,400円 26年度実績：2,894,200円

重点目標2「人と地域をつなぎ、人を育てるネットワークの推進」より

事業目標	進 捗 状 況	継続して検討すべき事項
<p>災害ボランティアセンター運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の意識啓発 ・ 要援護者への支援体制整備 ・ 関係機関との連携 ・ 訓練実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンター設置訓練を実施。また、高齢者福祉センター寿楽、心身障害者(児)福祉センターあゆみの福祉避難所開設訓練、社協事業利用者の安否確認訓練及び福祉避難所への搬送訓練を行う ・ 自主防災組織や小さい子を持つ母親などを対象とした「減災セミナー」を実施 ・ 東日本大震災被災地応援ツアー実施 ・ 社協利用者の要援護者支援名簿を作成 ・ 岐阜県瑞穂市社会福祉協議会と災害時応援協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会、自治会と多様な災害を想定した訓練の実施 ・ 災害ボランティアセンター設置訓練はボランティア主体で行っているが、参加してくれるボランティアが固定化。より多くの方に参加してほしいことから事業の普及・啓発を行う
<p>「福祉の心」育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア等と連携し、年齢層別の福祉体験講座等を実施する ・ 地域に出向いての各種講座の開催・効果の検証と見直し ・ 地域の実情、ニーズ把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏体験ボランティア事業の実施 ・ 団塊の世代向けに、地域活動に対する啓発セミナーを実施 ・ 「福祉の心」育成講座を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民などにむけて認知症や障がいへの理解促進を図る ・ 促進を目的としたセミナー等の開催

重点目標3「住民一人ひとりの自立生活を支える生活支援の推進」より抜粋

事業の概要	進 捗 状 況	継続して検討すべき事項
総合相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用しやすい相談窓口の実現 ・ 相談窓口PR ・ 新規専門相談窓口開設及び廃止の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティセンター等出張相談を開始 ・ 法律相談に女性弁護士を採用。また成年後見利用相談は毎月実施し相談員に司法書士に加え弁護士を採用 ・ 労働、年金相談はハローワークや労働基準監督署など他の相談機関が充実したことから廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者によるピア・カウンセリングの実施 ・ 出張相談の充実 ・ 来所できない高齢者、障がい者等の相談体制の確立
相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズの調査・発見 ・ 相談支援専門員の専門性向上 ・ 自立支援協議会への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定及び一般相談支援事業を実施しサービス利用計画の作成にも着手した 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員の専門性の向上 ・ 事業所同士の連携の充実
有償家事援助事業（ふれあいサービス） <ul style="list-style-type: none"> ・ 協力会員確保（40名） ・ 現任コーディネーターの補佐役の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな協力会員を募集し、再度登録数が増加している ・ 連絡会を年に2回定期的に関催し、協力会員の情報交換やフォローアップを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の改正に伴い住民参加の本事業への相談件数は増加が見込まれる。協力会員の増数は必須でありボランティアセンターと連携して協力会員の増加を図る
在宅移送等サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運行に必要な研修や応急手当講習の実施 ・ 運転等協力員連絡会の実施 ・ 車両貸出サービスのみで送迎は廃止検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者からの問い合わせが増加しており、対象の拡大を検討する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活において在宅医療は不可欠であり、通院支援である本事業への依頼は増えることが予想され、協力会員の増加を図る ・ 障がい者からの利用相談が増加しており、対象拡大を検討
生活福祉資金貸付事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急小口資金貸付事業 ・ 世帯への生活援助指導実施 ・ 応急小口資金の欠損処分と制度継続に関する検討と縮小 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討課題であった応急小口資金貸付事業の廃止については、東京都社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付事業が充実したことから廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西多摩福祉事務所や西多摩くらしの相談センターと連携し、生活困窮者への支援強化を図る

事業の概要	進 捗 状 況	継続して検討すべき事項
受験生チャレンジ支援貸付事業 <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談や貸付業務を十分に実施できる体制の構築 ・世帯状況に応じた生活指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職チャレンジ支援事業及び生活サポート特別貸付が終了。あらたに「受験生チャレンジ支援貸付事業」を開始 ・事業の周知がなされ、年々貸付件数が伸びている。西多摩地区においても貸付件数は多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・有益な事業であるがまだ周知が十分になされていない。継続して事業の周知を図る
地域福祉権利擁護事業 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見利用推進事業 ・生活支援員の確保と養成 ・身体障がい者等に向けた取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉権利擁護事業の利用者は年々増加 ・生活支援員連絡会や勉強会の定期開催により、生活支援員の支援力の向上を図った ・成年後見制度への相談が増加している 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉権利擁護事業、成年後見制度、ともに相談は年々増加 ・町に「権利擁護センター」が未設置であり、特に成年後見制度については十分な相談援助が行えておらず、専門の相談窓口の設置が必要

